篠崎・進士法律事務所報

2012年 夏号

東京に暴力団勢力衰退の兆しを見た　02
所長弁護士　篠崎芳明

預金債権の差押えに関する
最高裁平成23年9月20日決定について　03
副所長弁護士　進士肇

先生、訴訟費用って何ですか？　04
弁護士　寺嶌毅一郎

遺言書の作成について　05
弁護士　中山祐樹

「勝つための立証」を目指して　06
弁護士　杉山一郎

民暴ABC　反社との面談・交渉の仕方について（その1）　07
弁護士　小川幸三

近況報告　08

東京に暴力団勢力衰退の兆しを見た

篠崎・進士法律事務所所長
弁護士　篠崎 芳明

暴力団追放運動推進都民センター発行の「暴追東京ネットワーク」40号によれば、都内の暴力団勢力は、平成22年末には16,950人であったものが、平成23年末には15,950人となんとこの1年間に1,000人減少したという。東京都における暴力団勢力は、山口組の東京進出を受けてこのところ増加傾向にあったにもかかわらずこの1年でにわかに減少した理由は何であろうか。

国は、これまで暴力団の壊滅にむけて多くの施策を講じてきた。

平成4年に施行された暴力団対策法は、指定暴力団制度を創設して、指定暴力団の構成員が一定の類型にある暴力的要求行為をしたときは、中止命令を発令し、命令に従わないときは懲役などの刑事的制裁を下せることとした。しかし、その対象は原則として指定暴力団の構成員に限られていた。

平成19年には、国は、企業に対して反社会的勢力に対して利益を供与してはならないとの行動指針を示した。行動指針は企業に対して暴力団への利益供与をしないよう求めるものであるが、あくまでも要請であり強制力を伴うものではなかった。

しかし、国の要請は強力であり、行動指針が明らかにされた後、各業界で自主的に暴力団排除を行う施策が明らかにされてきた。銀行業界は、暴力団との金融取引をしない旨を、証券業界は暴力団の有価証券取引をしない旨をそれぞれ規約のひな型として定めている。この動きは多くの業界に波及しており、建設業界や運送業界も暴力団との取引を自主規制している。

そして、平成23年には暴力団排除条例が全国的に施行された。

条例の内容は、各自治体により異なるが、ほぼ共通していることは、広く市民に対して暴力団に対する利益供与を禁止し、事業者に対しては契約に際して「暴力団員でないことの表明・確認書」の徴求と「暴排条項」を定めるよう求めていることである。都条例では、利益供与に対しては、氏名（社名）の公表などの制裁を科している。

反社会的勢力の脅しに屈して、多額の利益を供与した取締役に対して数百億円の損害賠償を命じた判決も社会に大きな衝撃を与えた。取締役の善管注意義務に反する行為としたのである。

このように、暴力団勢力に対する社会的包囲網は確実に狭められている。

今や、暴力団員であることは社会的に不利益に扱われることを意味することとなった。

私は、東京都の暴力団勢力がかつてない減少をした理由を、暴力団が法律や業界自主ルールなどの公的規制に加えて、一般市民や企業が暴力団を利用せず、暴力団に理由のない金を支払わないという意識を確立したことにより、暴力団存続の条件である資金獲得が困難になったことにあると考える。

私は、東京の急激な暴力団員減少に暴力団勢力衰退の兆しを見たのである。

当法律事務所は、暴力団に立ち向かう市民と企業のために弁護士と事務職員が一体となって全力を傾注してきた。暴力団の壊滅こそ当法律事務所の悲願である。

東京に暴力団勢力衰退の兆しが見えたことは将に朗報である。

2012年（平成24年）7月

預金債権の差押えに関する最高裁平成23年9月20日決定について

篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士　進士 肇

1.　本決定は、既に多数の判例誌で紹介・分析がされ、とりわけ金融機関関係者から「銀行の実務処理に理解を示してくれた決定」（三菱東京ＵＦＪ銀行法務室中原利明氏「銀行法務21 」738号9頁）などと評価を受けている、最高裁の決定です（金融・商事判例1376号15頁）。

　本件では、X（差押債権者）が、XのYに対して有する金銭債権についての債務名義（判決等）による強制執行として、Yが銀行等（Z）に対して有する預金債権の差押えを求める旨の申立てをするにあたり、Zの取扱店舗を一切限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による」という順位付けをする方式により、差押債権を表示しました。この方式を、「全店一括順位付け方式」と呼びます。

2.　民事執行規則133条2項は、債権執行（預貯金債権などを差し押さえること）についての差押命令申立書に強制執行の目的となる財産を表示するときは、「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項」を明らかにしなければならない、と規定しているところ、どの程度の「特定性」を要するかは、これまでもしばしば問題となりました。

　執行実務的には、銀行の預金債権の場合には預金取扱店舗を特定することを求め、それをもって足りるという扱いがなされてきました（支店名個別特定方式）。ところが、差押債権者Xにとっては、全国に多数ある店舗から債務者Yが預金を残している店舗を見つけ出すのは困難です。そこで近年、「全店一括順位付け方式」で差押命令申立てをする事例が現れ、高裁の判断が分かれたことから、最高裁における確定的判断が期待されていました。

3.　最高裁による本決定は、概ね以下のとおり判示しました。①債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定（民事執行規則133条2項）は、その送達を受けた第三債務者において、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に、速やかにかつ確実にその債権を識別することができるものであることを要する。②全店一括順位付け方式による、預貯金債権を対象とする差押命令は、差押債権の特定を欠き不適法である。

　本決定は、仮差押債権の特定にかかる民事保全規則19条2項1号（差押債権の特定にかかる民事執行規則133条2項と同旨の規定）においても妥当すると思われます。

4.　このように、本件についてやっと決着が付いたと思われた矢先、東京高決H23.10.26金法1933-9が出て、再び金融機関関係者の強い関心を引きました。

　これは、差押債権について、「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする」と表示した債権差押命令申立て（預金額最大店舗指定方式）につき、東京高裁で「差押債権の特定に欠けるものではない」と判断して原決定を取り消し、当該差押えを認めたものです。

　この東京高裁決定は、上記最高裁決定を参照しつつ、「預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される。」と判示しました。これに対し、三上徹（三井住友銀行法務部長）「全店差押問題に第２ラウンドがあるのか」（金融法務事情1933号12頁）など、金融機関関係者がこぞって反対意見を述べました。しかし、本決定は最高裁に係属されることなく確定したとのことです。

5.　差押債権の特定の問題は、債務者Yの有する預金債権を債権者Xが探し出すための制度をどこまで認めるかという制度論に帰着するので、民事執行法133条2項を舞台に議論するだけでは限界があり、財産開示制度や弁護士会照会手続を実質化するなど差押債権者側の調査能力を高めていくことが、方向性としては正しいのでしょう。

　東京高裁の事案では、差押命令申立てに先立ち、債権者Xが弁護士会照会手続（弁護士法23条の2）を行い、これに対して明確な回答をしなかった銀行をターゲットにして、預金額最大店舗指定方式による本件差押命令申立てを行ったという事情があったので、東京高裁決定は弁護士会照会制度と回答義務、拒否回答の正当性といった、従前から議論のある大変難しい問題に深く切り込んでいます。もう少し詳しいことを知りたい方は「弁護士進士肇のブログ」までどうぞ。

http://shinji-shinji.cocolog-nifty.com/blog/

先生、訴訟費用って何ですか?

弁護士　寺嶌 毅一郎

司法制度改革により司法試験合格者が大幅に増加し、新規に登録される弁護士数も大幅に増加するようになって、もう何年になるだろうか。

かねて、「司法試験合格者数の大幅な増加は、法曹の質の低下につながる。修習の短期化が、それに拍車をかける。」と言われ、古参の先輩弁護士から「最近の若い弁護士は質が低下した。基礎ができていない。」などという嘆きを聞かされることも多い。

私など、「最近の●●は駄目だねえ。それに比べて昔は良かった。」式の言説に対しては、「昔は良かったというけど、その昔の人もまた、さらに『昔が良かった。』と言うのだろう。どんどん遡って行ったら、原始時代が一番良かったということになるんじゃないの。」などと、天の邪鬼な反発を抱きがちなのであるが、そんな私でも、最近の「新人（多分）弁護士」の言動には、驚かされることがある。

例の１　法廷で弁論の順番を待って傍聴席に座っていたときのこと。見るともなく、目前で展開されている別件の弁論を眺めていると、裁判官と「見るからに若そうな」真新しい金バッジを胸元に光らせた原告代理人が言い争っている。いわゆる過払い金返還請求訴訟の第1回の弁論期日で、被告は答弁書提出のうえ欠席したようだ。

裁判官　訴状を陳述されますね。答弁書が出ていますので陳述を擬制します。請求の趣旨に対する答弁は『請求棄却を求める。』、請求原因に対する認否と被告の主張はおって、ということなので次回に続行します。
弁護士　本日、弁論を終結してください。
裁判官　は? だって被告は答弁書で争う趣旨を明確にしていますから、本日終結はできないでしょう。
弁護士　いや、どうせ被告にはまともな抗弁はない筈ですから。これ以上の審理は無意味です。本日終結してください。
裁判官　あなたねえ。答弁書が出て被告が争うって言っているのに、第1回期日で結審したケースが今まで経験した中で1回でもあったんですか? そんなことできませんよ!
弁護士　・・・

例の２　当日の使用法廷が開くのを証人待合室で待っていたときのこと。

同じように証人待合室で開廷を待っている、「見るからに若そうな」弁護士と依頼者の会話が耳に入ってきた。どうも、裁判所から前回提案された和解条項案について、依頼者が自分の代理人にその意味を質問しているようだ。

依頼者　先生、『訴訟費用は当事者各自の負担とする。』とありますが、『訴訟費用』って何のことですか。
弁護士　ああ、それはね、例えば、弁護士費用とかのことですよ。まあ、各自の負担、ということなんで、相手方の分は負担しなくていいから、いいんですけどね。

これには、さすがに驚いた。思わず、「いや、そうではなくて。」と横から訂正したい誘惑に駆られたが、諸般の事情を考慮してそうはせず、何となく居心地が悪くなって待合室を後にした。今になって、弁護士界全体のことを考えれば、やはりどうにかして訂正すべきだったかと若干後悔しているくらいである。

訴訟費用とは正しくは何のことであるか、敢えて野暮な説明はしないが（と言いつつも少しだけすると、例えば貼用印紙代や、鑑定を実施した場合の鑑定料などがこれに含まれる。弁護士費用は含まれない。）、恥ずかしながら学生時代から司法試験合格までは民事訴訟法をきちんと勉強したことのなかった私ですら、2年間の修習を経て常識として身に付けるに至った知識である。

以上2例は、この数年の間に私が直接見聞したケースをモデルにしているが、「たまたま」なのか、私が登録16年目にして早くも老化して「俺たち昔（?）の弁護士にはさすがにこんなことはなかった。まだましだった。」と言いたくなっているだけなのか、それとも・・・。自らを省みる機会になったことは当然として、色々、考えさせられた。

遺言書の作成について

弁護士　中山 祐樹

１ 遺言のメリット

遺言は、自身の死後に、財産をどのように分配するかを決めておくための手段です。

遺言書を作るメリットは、遺産の取り合いを心配する場合や、特定の誰かに遺産を渡したい場合に限りません。たとえば、相続人となる予定の者（「推定相続人」といいます。）の中に疎遠な親戚がいる、行方不明で連絡が取れない人がいる、高齢や病気のために意思能力のない人がいる、などの場合には、速やかに遺産分割協議を行うことが難しくなり、預貯金の引出しや不動産の相続登記にも支障をきたすことがあります。このような事態を防ぐためにも、遺言をしておくことは有効です。

２ 自筆証書遺言

❶遺言には、民法上いくつかの方式が定められていますが、「自筆証書遺言」という方式によれば、費用をかけず、ひとりで作成することができます。

❷しかし、自筆証書遺言は、「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」とされています。たとえば、パソコンで遺言書を作成したのでは「自筆」の要件を満たさず、全文を手書きしなければならないものと解されています。

裁判例を見ると、遺言書の本体が自筆であっても、添付の不動産目録が司法書士がタイプ印書したものであった場合、遺言の有効性を否定したものがあります。日付についても、年月日まではっきりと書かなければならず、判例上、「○年○月吉日」という書き方では無効となるとされています。

このように、自筆証書遺言は、方式に細心の注意を払わなければ後に無効とされるおそれがあるほか、専門家に相談せずに作成した場合には、内容にも疑義が生じがちです。

❸また、自筆証書遺言の場合、遺言書の保管者が相続の開始（遺言者の死亡）を知ったときや相続人が遺言書を発見したときには、遅滞なく、家庭裁判所に提出して、検認の請求をしなければなりません。また、遺言書が封印されている場合には、家庭裁判所において、相続人やその代理人の立ち会いのもとでなければ、開封することはできません。これらの手続を怠った場合には、５万円以下の過料に処せられることがあります。しかし、この遺言書の検認の手続は、遺言書の形式態様等の方式に関する事実を調査して状態を確定し、現状を明確にするものにとどまり、遺言書の内容の有効性や、遺言書が遺言者の真意に基づいて作成されたかどうかについて判断するものではありません。

そのため、自筆証書遺言は、検認手続を経たとしても、後に有効性が争われるリスクを多くはらんでいます。

３ 公正証書遺言

これに対し、公正証書によって遺言をする「公正証書遺言」という方式は、①証人２人以上の立ち会いのもと、②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、③公証人がこれを筆記して遺言者及び証人に読み聞かせをするか閲覧をさせ、④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自署名押印をし、⑤公証人が、証書が以上の方式に従い作成されたことを付記して、署名押印をする、というものです。

この方式は、手続が煩雑となり、公証人への手数料も必要となりますが、公証人の面前で遺言が作成されることで、作成の時期や、遺言が遺言者本人の意思に基づくものかどうかが争われるリスクは小さくなります。また、公正証書遺言の場合には、検認手続は不要とされています。

４ 弁護士によるお手伝い

公正証書遺言の作成の手続は自筆証書遺言よりも煩雑ですが、弁護士に依頼をすることで、スムーズに遺言を作成できます。

また、弁護士に依頼をすれば、戸籍や不動産の登記簿謄本等を取り寄せた上、法的な観点も踏まえながら適切な遺言の案文を作成しますので、より確実に、有効な遺言を作成することができます。

このようなことから、遺言書を作成する際には、まずは弁護士にご相談されることをおすすめします。詳しくは当事務所までお尋ねください。

「勝つための立証」を目指して

弁護士 杉山 一郎

法的紛争への対応は当事務所の得意とする分野でありますため、皆様からのご相談のうち既に具体的な係争案件（訴訟･調停等）となっている案件は過半を占めます。

訴訟では証拠上明らかにすることのできる内容が「事実」と判断されます。「実際は違うのに…。」と嘆いても仕方がありません。訴訟では効果的な証拠をどの程度揃えることができるかが重要です。

そこで、訴訟に「勝つ」ための立証について日頃から感じている二、三の点を本稿に書き留めたいと思います。

一 客観的な事実との整合性を確認する

裁判所や弁護士は紛争を直接体験していません。相手方が事実だと主張する内容に誤っている点があれば真実が何かを確定するため、関係者のヒアリングを行うことが通例です。この際、日々の生活・業務フロー等に照らして客観的な証拠（稟議書や手帳等）を踏まえて行うことが大切です。例えば関係者が当日現場には不在だったと主張するならば、当日の行動経緯を確認して交通機関の所要時間と整合しているかどうかを確認すること等も重要となります。

二 証拠を探す・作る・残す

「証拠を探す」とは、まず通常の業務フローで作成するはずの書類や録音データ（もしあればですが）を収集して保管することです。文書の保存期間が経過して廃棄処分になっては立証が難しくなりますし、廃棄時期が紛争発生後の場合には、裁判所から「不都合なことが記載してあったから廃棄したのではないか。」と邪推されるおそれもあります。

また、裁判所（弁護士も同様です。）は業界のことには詳しくないので、当業者にとって当然と思われるようなことについても文献等で立証する必要があります。このような文献についても適宜収集する必要があります。証拠を探す取っ掛かりとしてインターネットは有用です（ただし、誰が作成したか分からないウィキペディアは参考になりません。相手方代理人から証拠として提出される場合があり、この時には巷間言われている弁護士のレベル低下を実感します。）

次に「証拠を作る・残す」といっても虚偽の証拠を作成することではありません。

例えば、訴訟になる前には通常相手と交渉しますが、その交渉経緯を書面で（場合によっては録音により）残しておく必要があります。こうすることで相手の主張の変遷を確認することもできます（文書管理の一環です）。また文書を作成したときは作成者と作成日付も忘れずに記載しましょう。

この点は、相手方の要求が言いがかりであればあるほど、「このような荒唐無稽の主張が通るはずもない」と考えておろそかになる傾向があります。後日、担当者が退職したり記憶が曖昧になったりして、相手方の主張する事実関係について効果的な反論や立証が難しくなることがありますので、要注意です。

三 プレゼンテーションを意識する

主張する内容が複雑な場合にはプレゼンテーションの仕方も意識する必要があります。例えば複雑な技術の場合には図面を作成する方が言葉で説明するよりもわかりやすいと思います。

当職がエクセルを方眼紙のように設定して図面を作成したこともありますが、通常このような略図を作成することは弁護士よりも皆様の方が上手ではないかと思いますし、正確性を期すならば外注することも検討すべきでしょう。

立証活動は皆様との共同作業です。今後も皆様とともに効果的な立証を心がけたいと思います。

当事務所のホームページです。

http://www.shinozaki-law.gr.jp/

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

民暴ABC

反社との面談・交渉の仕方について（その1）

弁護士 小川 幸三

不動産会社管理部長　先生、今日は反社会的勢力との面談で注意すべき点を教えていただきたいのですが。

弁護士　いいですよ。大事なことは彼らの物理的・心理的拘束を受けないようにすることです。彼らは自己の支配領域内で物理的・心理的拘束をこちらに課して自己の不当要求を実現しようとします。そこで、面談・交渉の仕方として、彼らの指定する彼らの支配領域内では面談・交渉をせず、できるだけこちら側又は第三者的な場所を選択するようにするというのが鉄則です。

部　やっぱり組事務所に呼びつけられるのですか。

弁　いいえ、昔と違って、今はファミレスや喫茶店で面談･交渉することが多いですね。組事務所で面談・交渉すれば、それだけで恐喝・脅迫等の刑事事件になってしまうと思っているんでしょう。ファミレスだったら、店員に助けを求められる訳ですから、求めなかったことからして脅迫･恐喝があったとまではいえないと警察は判断してしまうでしょうから。

部　でもファミレスでも恐いですよ。

弁　そのとおり。彼らは脅しのプロですから、ファミレスでもいくらでも脅迫できます。現に恐喝未遂を認めた刑事判例もありますが（広島高裁岡山支部平成18年1月25日判決）、民事では、ファミレスでも強迫を理由とする取消や、恐喝による不法行為を認める判例が多数ありますね（千葉地裁平成9年9月30日判決、東京地裁平成17年8月24日判決、東京地裁平成24年2月7日判決等）。

部　相手の指定した喫茶店へ行ったら、廻りがみんな暴力団員風だったらどうしたらいいですか。

弁　それはびびりますね。昔、民暴弁護士の大先輩が、ホテルのラウンジで彼らと待ち合わせたところ、弁護士を取り囲むように彼らが座っていたので、「年寄り1人に対して大勢じゃあ話はできない」と啖呵きって面談・交渉をせずに帰る素振りを見せて、親分に人払いをさせたという方法もありますよ。

部　そんな恐くてできませんよ！ 第一、彼らが大勢かどうか判らないのに決めつけて大丈夫なのですか。

弁　そうですね。イチャモンつけんな!証拠あんのか!と言われちゃいますよね。でも彼らの人数を把握する方法がありますよ。

部　それはどういう方法なんですか。

弁　それは、彼らより先に店に入れればいいのです。待ち合わせ時間の30分位前から店に行って、店の店員や客の様子を確認します。できたら座席から出入口の外の様子や駐車場の様子が見える場所に座るのがいいですね。彼らは同じ車で乗りつけて店に入る前から他人の振りをするかもしれませんので。店の外にも偵察要員を配置できたらより正確になりますね。こうすれば、彼らの人数を把握でき、心理的拘束が1つ外れます。

部　なるほど!

弁　そのうえで、「そんな大勢に囲まれては、恐くてお話できません。○○さん、当事者以外の方は席を外すように言っていただけませんか」とお願いして、彼らがなんだかんだ言って拒否したら、「それでは恐くて話し合いはできませんので、帰ります」と言います。

部　そんなこと言ったら怒鳴られませんか。

弁　怒鳴られたら、「そんな大きな声を出さないでください。益々恐くなります」と言えばいいのです。

部　判りました。話は戻りますが、面談・交渉場所について、よく「こっちは被害者だぞ、被害者が何故そっちへ行かなければならないんだ、そっちから謝罪に来るのが筋だろ!」と言われます。そうすると、なかなか鉄則どおりには行かないんですが……

弁　確かにそういう場合もあります。どうしても相手の支配領域内で面談・交渉をせざるをえないという場合には、①1人で行かず、複数人で機能的に行動する、②帰り方を決めておく、③帰るときは、明確な意思表示をする、ということを身につけてください。

と、ここで紙面がつきました。この説明は次回に。

（続く）

近況報告

弁護士 篠崎芳明

本年1月に暴追センターを所管する公益財団法人全国防犯協会連合会理事を拝命しました。その重責にあらためて身の引き締まる思いをしております。5月に日本大学法曹会会長を退任しました。4年間ご支援をいただいた会員と母校関係者に衷心より感謝を申し上げます。もとより日常の弁護士業務にも毎日しっかり取り組んでおります。まだまだ元気いっぱいです。

弁護士 進士肇

2月の東京マラソンで完走（4時間26分）。4月のかすみがうらマラソンで完歩（4時間38分）。かすみがうらマラソンでは前半の飛ばしすぎが祟り、25kmで脚がパタリと止まってしまい、17km先までどうやって辿り着こうかと途方に暮れました。マラソンも仕事も人生も、イーブンペースが大事です。4月から、東京弁護士会倒産法部の部長を拝命しております。こちらも頑張ります。

弁護士 小川幸三

東京都公安委員会から警視庁留置施設視察委員を拝命し3年目を迎えました。被疑者勾留における種々の問題点は、社会の負の面が映し出されたもので、解決の糸口さえ見えない状況です。国民の税金で運営されている留置施設の実態、留置担当係員がどんな思いで職務を遂行しているかを、多くの国民に知ってもらいたい、という思いでいっぱいです。

弁護士 寺嶌毅一郎

恥ずかしながら、8月で45歳になります。なぜだか40歳になった時よりも「節目」感を強く感じます。余程に鈍感なのか、細かい活字を読むときにメガネを外すようになった以外、普段年齢を意識することがあまりないものの、45歳…改めて考えてみると「いい年をして」という場合の「いい年」もいいところ。年齢に相応しい知識・経験・教養・落ち着きなどを全人格的に備えられているかは甚だ心許ないけれど、少なくとも職業人としてはそのようにありたいと念じております。

弁護士 杉山一郎

最近スギちゃんというお笑い芸人が人気らしい。デニム生地のノースリーブと短パンの服装で「～だぜぇ～？ ワイルドだろ～？」と自虐ネタを言うのが決め台詞のようだ。「敗訴判決をもらっちゃったぜぇ～？ ワイルドだろ～？」と話題のネタを振ることがないよう精進したい。

弁護士 中山祐樹

弁護士登録後5回目の夏になります。近年はクールビズが普及しましたが、私はといえば、もともと暑さをさほど苦にせず、むしろ街中では冷房の強いところも多いことから、今年も普段と変わらない服装でいることが多くなりそうです。見た目が暑苦しいとのご批判は受けそうですが、どうかご容赦を。

弁護士 石黒一利

一昨年はワンコが、昨年は妻が石黒家の一員に加わったのですが、本年は息子が誕生し、三年連続で家族が増えることになりました。息子の夜泣きで、妻が大変そうにしているので、「妻のためにも」、イクメン目指して育児をがんばろうと思います。でも、実際のところは、息子が大きくなったときに私の遊び相手になってもらうために、今のうちから息子を手懐けておこう、というのが本音です。

弁護士 鈴木哲広

先日、恩師の還暦祝いの会に妻と出席してきました。恩師は、私たちを四次会まで連れて行ってくださり、気付けば午前様。全国を飛び回りながら、日々新しいことに挑戦し続ける恩師の姿に、改めて魅了されました。私も、恩師のように活力に溢れ、多くの皆様に慕われ頼りにされる弁護士を目指して、精進して参りたいと思います。

弁護士 山口和男（客員）

昭和36年から、裁判官、公証人、弁護士と順次職務を変わりましたが、幸いにして職務のいずれにも恵まれました。昨年81歳を岐に体力の衰えから新たな事件は引き受けないこととしました。現在では気楽に付き合える経営者に絞って執筆を受けています。お蔭で時間的に余裕ができ、その分だけ体力の衰えを実感しています。それにつけても、周囲の温情が身に染みるこの頃です。

弁護士 清水恵介（客員）

本年3月にフランスより帰国し、今年度より平常通りの大学勤務に復帰いたしました。幸い、以前よりも研究に専念できそうな環境をいただきましたので、当地での研究成果を順次公表することと、債権法改正の議論など、ここ2年の間に進展した日本の民法学をフォローし、自己の見解を固めておくことが当面の主な職務となりそうです。

税理士 藤代節子

昨年からの一連の税制改正は当初案が一部分離される等例年とは成立時期がずれ、延長されたもの、廃止されたもの、案のまま積み残されているもの、複雑になっています。適用開始時期もバラバラなので日々確認を重ねています。今年は国内世界遺産巡り復活予定です。

篠崎・進士法律事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル6階 TEL：03-3580-8551（代） FAX：03-3595-1673